

【社員税理士 細川 明子からのご挨拶】

『消費税増税後の景気は秋には本格的に回復する』と予想する経営者の方が8割近くを占め、GPIFの国内株式運用比率の引き上げも現実味を帯びてきました。また、税務面では、国際競争力を高めるために法人税率の引き下げが本格的に議論されており、政府の景気刺激策にも本気度が感じられます。まさに20年以上模索し続けた景気回復の波に乗れるかどうかの正念場を迎えているように思います。細川総合パートナーズでは、どんな時代においても、コアの部分がぶれないように誠実に対応し、お客様のニーズに応えることができるよう努力していきたいと考えております。

## 「今回のトピックス」

### <税務> 1. NISA（少額投資非課税制度）の改正

2014年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」により、NISAが改正され、活用しやすくなりました。改正後の制度は2015年1月1日以降に行う手続分からの適用となります。

改正点① 同一の勘定設定期間内（※）における金融機関の変更が可能となりました。

たとえば、2014年分としてA金融機関に非課税口座を開設した場合、従来の制度であれば、金融機関を変更できるのは2018年分からです。しかし、今回の改正により2015年分をB金融機関で非課税口座を開設することができます。ただし、2015年に既にA金融機関の非課税口座で投資している場合は、変更できません。

改正点② 同一の勘定設定期間内における非課税口座廃止後に再開設することが可能となりました。

ただし、再開設しようとする年分で既に非課税口座で投資していた場合は再開設することができません。

※勘定設定期間は、2014年1月1日から2017年12月31日、2018年1月1日から2021年12月31日、2022年1月1日から2023年12月31日の3つの期間となっております。

### 2. すまい給付金

すまい給付金は、新消費税率が適用される住宅取得に対し税率引き上げによる負担を軽減するため、最大30万円支給される制度です。支給額は、取得者の所得・持分割合に応じて変わります。すまい給付金に関しては、税務上、以下の2点に留意する必要があります。

#### ① 給付金についての課税関係

給付金を支給された場合、一時所得として申告するか国庫補助金等の総収入金額不算入の規定を適用するかを選択します。一時所得は50万円まで控除額がありますが、保険の解約等で他に一時所得がある場合は、後者により申告する必要があります。

#### ② 住宅ローン控除の適用

すまい給付金を支給された場合も住宅ローン控除の適用は可能ですが、控除額の計算の過程においては住宅の取得価額からすまい給付金の支給額を控除する必要があります。

### <職員より>

初夏のみぎり、貴社におかれましては益々ご繁栄のこととお慶び申し上げます。

4月より消費税の増税が行われました。世間ではその影響も落ち着いてきていると思われます。しかし、企業の内部処理は、煩雑さが増し、担当者の負担は増加しているように思います。内部処理の質問、対応等でお困りの事がありましたら、何なりと弊社までご相談下さい。（小谷）

### 税務予定表

#### <7月>

- ・源泉所得税納期の特例分(1~6月分)の納付(10日まで)
- ・労働保険料の申告・納付(10日まで)
- ・社会保険の報酬月額算定基礎届の提出(10日まで)
- ・6月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・5月決算法人の確定申告

#### <8月>

- ・所得税予定納税額第1期分の納付
- ・7月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間(予定)申告
- ・個人事業税第1期分の納付

#### <9月>

- ・8月分源泉所得税、特別徴収住民税の納付
- ・7月決算法人の確定申告

8/13(水)~8/17(日)の間、細川総合パートナーズはお盆休みをいただきます。ご迷惑お掛けしますが、ご理解の程よろしくお願い致します。